

**令和4年4月1日から入札書・見積書等への
押印を省略することが出来るようになります。**

仙台市にご提出いただく入札書・見積書等への押印について、以下のとおり取り扱うことと致しましたので、お知らせいたします。

次の書類については、押印を求めないものとします。

- 1 入札書
- 2 見積書
- 3 入札（見積）における委任状
- 4 入札（見積）辞退届

以上の書類につきましては、これまで押印を求めておりましたが、今後は押印の省略が可能となります。

なお、押印省略に当たっては、注意事項がございますので、ご確認ください。

《注意事項》

- 押印を省略する場合、押印に代わる真正性を担保するため、責任者及び担当者の「氏名」及び「連絡先(電話番号等)」を記載していただく必要があります。
- なお、従前どおり記名押印がある書類での提出も可能です。その際は、責任者及び担当者の「氏名」及び「連絡先(電話番号等)」の記載は不要です。

【お問合せ先】
財政局契約課 管理係
電話 022-214-8147